

# 令和7年度国民健康保険料早見表

【加入期間 令和7年4月～令和8年3月 12か月分】

世帯ではなく1人分の保険料です。

令和6年の所得額 (注1)	加入者1人分年間保険料	
	0～39歳または 65～74歳 (介護分なし)	40～64歳 (介護分あり)
0～430,000円	64,100円	80,700円
500,000円	71,380円	89,555円
600,000円	81,780円	102,205円
700,000円	92,180円	114,855円
800,000円	102,580円	127,505円
900,000円	112,980円	140,155円
1,000,000円	123,380円	152,805円
1,100,000円	133,780円	165,455円
1,200,000円	144,180円	178,105円
1,300,000円	154,580円	190,755円
1,400,000円	164,980円	203,405円
1,500,000円	175,380円	216,055円
1,600,000円	185,780円	228,705円
1,700,000円	196,180円	241,355円
1,800,000円	206,580円	254,005円
1,900,000円	216,980円	266,655円
2,000,000円	227,380円	279,305円
2,100,000円	237,780円	291,955円
2,200,000円	248,180円	304,605円
2,300,000円	258,580円	317,255円
2,400,000円	268,980円	329,905円
2,500,000円	279,380円	342,555円
2,600,000円	289,780円	355,205円
2,700,000円	300,180円	367,855円
2,800,000円	310,580円	380,505円
2,900,000円	320,980円	393,155円
3,000,000円	331,380円	405,805円
3,100,000円	341,780円	418,455円
3,200,000円	352,180円	431,105円
3,300,000円	362,580円	443,755円
3,400,000円	372,980円	456,405円
3,500,000円	383,380円	469,055円
3,600,000円	393,780円	481,705円
3,700,000円	404,180円	494,355円
3,800,000円	414,580円	507,005円
3,900,000円	424,980円	519,655円
4,000,000円	435,380円	532,305円
4,100,000円	445,780円	544,955円
4,200,000円	456,180円	557,605円
4,300,000円	466,580円	570,255円
4,400,000円	476,980円	582,905円
4,500,000円	487,380円	595,555円
4,600,000円	497,780円	608,205円
4,700,000円	508,180円	620,855円
4,800,000円	518,580円	633,505円
4,900,000円	528,980円	646,155円
5,000,000円	539,380円	658,805円

令和6年の所得額 (注1)	加入者1人分年間保険料	
	0～39歳または 65～74歳 (介護分なし)	40～64歳 (介護分あり)
5,100,000円	549,780円	671,455円
5,200,000円	560,180円	684,105円
5,300,000円	570,580円	696,755円
5,400,000円	580,980円	709,405円
5,500,000円	591,380円	722,055円
5,600,000円	601,780円	734,705円
5,700,000円	612,180円	747,355円
5,800,000円	622,580円	760,005円
5,900,000円	632,980円	772,655円
6,000,000円	643,380円	785,305円
6,100,000円	653,780円	797,955円
6,200,000円	664,180円	810,605円
6,300,000円	674,580円	823,255円
6,400,000円	684,980円	835,905円
6,500,000円	695,380円	848,555円
6,600,000円	705,780円	861,205円
6,700,000円	716,180円	873,855円
6,800,000円	726,580円	886,505円
6,900,000円	736,980円	899,155円
7,000,000円	747,380円	911,805円
7,100,000円	757,780円	924,455円
7,200,000円	768,180円	937,105円
7,300,000円	778,580円	948,580円
7,400,000円	788,980円	958,980円
7,500,000円	799,380円	969,380円
7,600,000円	809,780円	979,780円
7,700,000円	820,180円	990,180円
7,800,000円	830,580円	1,000,580円
7,900,000円	840,980円	1,010,980円
8,000,000円	851,380円	1,021,380円
8,100,000円	861,780円	1,031,780円
8,200,000円	872,180円	1,042,180円
8,300,000円	882,580円	1,052,580円
8,400,000円	891,193円	1,061,193円
8,500,000円	893,883円	1,063,883円
8,600,000円	896,573円	1,066,573円
8,700,000円	899,263円	1,069,263円
8,800,000円	901,953円	1,071,953円
8,900,000円	904,643円	1,074,643円
9,000,000円	907,333円	1,077,333円
9,100,000円	910,023円	1,080,023円
9,200,000円	912,713円	1,082,713円
9,300,000円	915,403円	1,085,403円
9,400,000円	918,093円	1,088,093円
9,500,000円	920,000円 ※最高限度額 (注2)	1,090,000円 ※最高限度額 (注2)

(注1) ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となります。給与所得における所得金額調整控除、分離課税所得における特別控除がある場合は、それぞれ控除後の金額を用います。雑損失の繰越控除は適用しません。

(注2) 最高限度額は世帯単位の金額です。例えば、世帯主・妻ともに35歳、所得5,000,000円の場合、早見表では539,380円×2で1,078,760円ですが実際の保険料は世帯の最高限度額920,000円になります。

早見表を確認する際は、源泉徴収票や確定申告などの令和6年中の所得のわかる資料をご用意ください。

◆令和6年分の確定申告書

第1表⑫の金額が早見表の所得額です。ただし、第3表や第4表がある場合は第3表や第4表の所得も合算した金額が所得額です。

◆令和6年分の給与所得の源泉徴収票

「給与所得控除後の金額」が給与所得です。ほかに所得がない場合は給与所得＝早見表の所得額です。

ただし、源泉徴収票が複数枚ある場合は支払金額を合算した後に給与所得を算出するため、「給与所得控除後の金額」と給与所得は一致しません。

## 世田谷区 令和7年度国民健康保険料早見表（令和6年の所得額）

早見表では、令和6年の所得額（令和6年1月1日から同年12月31日までの1年の所得）から令和7年度国民健康保険料の年額（令和7年4月から令和8年3月までの12か月分）の概算が確認できます。

### 注意事項

- 早見表は、世田谷区における概算の保険料です。実際の保険料と異なる場合があります。  
下記のような場合は、実際の保険料と異なります。

#### 実際の保険料が異なる主な場合

- ・年度（4月から翌年3月まで）途中で国民健康保険に加入・脱退する方がいる。
- ・年度（4月から翌年3月まで）途中で40歳、65歳、75歳に到達する方がいる。
- ・給与所得と年金所得の両方の所得のある方がいる。
- ・マイナス所得、特別控除のある分離所得、繰越損失、専従者控除、専従者給与等がある。
- ・保険料の軽減や免除が受けられる。

- 実際の保険料は、原則毎年度7月から3月までの9回にわけて、もしくは一括で納付いただきます。

4月から6月に現年度の保険料の納付はありません。

手続きを行ったタイミングにより納付回数が異なる場合がございます。

- 保険料は加入者一人ひとりにかかり、世帯で合算します。詳しくは計算例をご参照ください。

- 早見表の保険料は、軽減が適用されていない保険料です。

### 保険料の計算方法は次のとおりです。

#### 国民健康保険料

$$\text{①基礎（医療）分保険料} + \text{②後期高齢者支援金分} + \text{③介護分保険料}$$

所得割額

均等割額

最高限度額

#### ① 基礎（医療）分保険料

$$\left( \text{加入者全員の賦課基準額} \times 7.71\% \right) + \left( \text{加入者数} \times 47,300\text{円} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}} = \text{①基礎分（医療）分年間保険料}$$

660,000円

#### ② 後期高齢者支援金分保険料

$$\left( \text{加入者全員の賦課基準額} \times 2.69\% \right) + \left( \text{加入者数} \times 16,800\text{円} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}} = \text{②後期高齢者支援金分年間保険料}$$

260,000円

#### ③ 介護分保険料

$$\left( \text{40～64歳の加入者の賦課基準額} \times 2.25\% \right) + \left( \text{加入者数} \times 16,600\text{円} \right) \times \frac{\text{40～64歳該当月数}}{12\text{か月}} = \text{③介護分年間保険料}$$

170,000円

※賦課基準額とは、前年の所得額から住民税基礎控除430,000円を差し引いた金額です。

※保険料には限度額があります。

例えば、38歳 給与所得4,000,000円の方が4月加入の場合（計算内容の詳細は計算例をご参照ください。）

給与所得 4,000,000円 - 住民税基礎控除 430,000円 = 令和7年度国民健康保険料賦課基準額 3,570,000円

【所得割分】 【均等割分】

$$\begin{aligned} \text{基礎（医療）分} & 322,547\text{円} = 3,570,000\text{円} \times 7.71\% + 47,300\text{円} \\ \text{後期高齢者支援金分} & 112,833\text{円} = 3,570,000\text{円} \times 2.69\% + 16,800\text{円} \\ \text{年間保険料} & 435,380\text{円} \end{aligned}$$